

一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部運営及び給付規則実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部運営及び給付規則（以下「運営・給付規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(加入手続及び特別会員資格の取得)

第2条 現職会員として退職互助部へ加入しようとする者は、別記第1号様式による加入申込書を所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

2 運営・給付規則第6条第1項の規定により現職会員となる資格を取得した者が、前項の規定による加入申込書を受理されたときは、当該年度の4月1日にさかのぼって現職会員の資格を取得するものとする。

3 運営・給付規則第6条第2項の規定により現職会員となる資格を取得した者が、第1項の規定による加入申込書を受理されたときは、現職会員となる資格を所得した日にさかのぼって現職会員の資格を取得するものとする。

(特別会員資格の取得の特例)

第3条 理事長は、第15条第1項の規定により脱退一時金支給留保申出書を提出した者が退職し希望する場合は、運営・給付規則第3条第2項の規定により特別会員の資格を付与することができる。

2 前項の場合の申請手続並びに掛金残額の計算及びその納入については、現職会員が特別会員の資格を取得する場合に準じ取り扱うものとする。

(退職互助部現職会員原票)

第4条 理事長は、現職会員ごとに別記第2号様式による退職互助部現職会員原票を作成し、加入、脱退その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

(異動届)

第5条 現職会員が退職し、特別会員となるときは、別記第3号様式による異動届を当該退職の日から1か月以内に理事長に提出しなければならない。

(特別会員証等)

第6条 理事長は、特別会員の資格を取得した者に、別記第4号様式による特別会員証を交付しなければならない。

2 特別会員は、特別会員証を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、別記第5号様式による特別会員証再交付申請書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに新たな特別会員証を交付するものとする。

(配偶者)

第7条 運営・給付規則第9条第2項に規定する理事長が認める者とは、現職会員が特別会員となる際、公立学校共済組合高知支部（以下「高知支部」という。）の被扶養者として認定されているが婚姻の届出をしておらず事実上婚姻関係と同様の事情にある者で、次条に定める届出をしたものとする。

(配偶者届)

第8条 現職会員が特別会員になる際、その配偶者が届出配偶者の資格を取得しようとする場合は、第5条の規定による異動届を提出する際、別記第6号様式による配偶者届に戸籍抄本（前条に規定する者にあつては、被扶養者として認定されていることの実事関係を証する書類）を添えて理事長に提出しなければならない。

(特別会員に準ずる配偶者希望申出書)

第9条 現職会員が死亡した場合において、運営・給付規則第9条第3項の規定の適用を希望する配偶者は、別記第7号様式による特別会員に準ずる配偶者希望申出書に戸籍抄本（現職会員の被扶養者として認定されていたが婚姻の届出をしておらず事実上婚姻関係と同様の事情にあった者にあつては、被扶養者として認定されていたことの実事関係を証する書類）を添えて理事長に提出しなければならない。

（療養費）

第10条 運営・給付規則第9条第5項の療養費総額とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に定める給付の対象となる療養費総額をいう。

（医療費補助金及び配偶者医療費補助金）

第11条 医療費補助金又は配偶者医療費補助金の支給を受けようとする者は、別記第8号様式による医療費補助金請求書又は配偶者医療費補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、別記第8号様式による医療費補助金請求書の提出を要しない。

（1）高知支部の組合員又は任意継続組合員である特別会員

（2）配偶者が高知支部の組合員又は任意継続組合員であり、かつ、高知支部の被扶養者に認定されている特別会員

（3）高知県内の市町村の国民健康保険に加入しており、医療費情報の提供に同意している特別会員

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、別記第8号様式による配偶者医療費補助金請求書の提出を要しない。

（1）届出配偶者が高知支部の組合員又は任意継続組合員である特別会員

（2）届出配偶者が高知支部の組合員又は任意継続組合員の被扶養者に認定されている特別会員

（3）届出配偶者が高知県内の市町村の国民健康保険に加入しており、その者が医療費情報の提供に同意している特別会員

（死亡又は住居変更の届出）

第12条 特別会員又は届出配偶者の死亡、住居の変更その他の異動があつたときは、特別会員若しくは届出配偶者又はその他の遺族は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

（健康保険加入の届出）

第13条 特別会員及び届出配偶者は、適用を受ける健康保険について、別記第9号様式による健康保険加入届によって速やかに理事長に届け出なければならない。また、適用を受ける健康保険に変更があつたときも、同様とする。

（脱退一時金）

第14条 脱退一時金の支給を受けようとする者は、別記第10号様式による脱退一時金請求書を理事長に提出しなければならない。

（脱退一時金の支給留保及びその解除）

第15条 運営・給付規則第10条第2項の規定による脱退一時金の支給の留保を希望する者は、現職会員の資格喪失後速やかに別記第11号様式による脱退一時金支給留保申出書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申出をした者が、当該脱退一時金の支給の留保を解除しようとするときは、別記第12号様式による脱退一時金支給留保解除申出書とともに、別記第10号様式による脱退一時金請求書を理事長に提出しなければならない。

(単身者一時金)

第16条 単身者一時金の支給を受けようとする者は、別記第13号様式による単身者一時金請求書を理事長に提出しなければならない。

(弔慰金)

第17条 弔慰金の支給を受けようとする遺族は、別記第14号様式による弔慰金請求書に埋火葬許可証の写しを添えて理事長に提出しなければならない。

(長寿祝金)

第18条 長寿祝金は特別会員からの請求によらず、該当年齢に達する月に自動的に支給する。

(雑則)

第19条 運営・給付規則第6条第4項に規定する退職互助部脱退申出書は、別記第15号様式とする。

一部改正(平成29年4月1日)

第20条 この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この細則の施行の際、現に財団法人高知県教職員互助会退職互助部規程実施細則第14条第1項の規定により現職会員期間通算申出書を理事長に提出している者の取扱いは、この細則第15条第1項の規定による脱退一時金支給留保申出書を提出した者の取扱いに準じて取り扱う。

(財団法人高知県教職員互助会退職互助部規程実施細則の廃止)

3 財団法人高知県教職員互助会退職互助部規程実施細則は、廃止する。

(財団法人高知県教職員互助会退職互助部の給付等に係る取扱要項の廃止)

4 財団法人高知県教職員互助会退職互助部の給付等に係る取扱要項は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。